平成２８年（フ）第２７５号
兵庫県尼崎市神田中通５丁目203番地
破産者　有限会社パーラーワン
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１４号
岡山県加賀郡吉備中央町田土1891番地１
破産者　難波　節子
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７２号
岡山県瀬戸内市邑久町山田庄313番地９、旧住所岡山県瀬戸内市邑久町豆田19番地１
破産者　舩橋　秀秋
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０２号
埼玉県熊谷市弥生２丁目76番地
破産者　株式会社弥生観光
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１６号
最後の住所　山形市若葉町10番26号　シルバーピュア山形110号、開始決定時の住所山形市緑町３丁目７番８号
破産者　亡相澤愛子相続財産
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０１６６号
東京都墨田区太平１丁目18番15―103号
破産者　株式会社創伸綜合計画事務所
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０７４号
東京都江戸川区東葛西５丁目35―12―302
破産者　永田　俊矢
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２４２号
東京都日野市旭が丘５丁目10―５　コーポアトリエB
破産者　太田　　均
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４６９号
東京都日野市多摩平２丁目３番地の12
破産者　株式会社ビゲッツ
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０６４号
東京都千代田区神田司町２丁目17番地
破産者　株式会社スキップインターナショナル
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１０６号
東京都港区南青山７丁目１番７号
破産者　株式会社ナツメ青山
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１０７号
東京都台東区根岸３丁目１番18号
破産者　株式会社ナツメ
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１０９号
東京都武蔵野市中町３丁目１－６―302
破産者　夏目　政明
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１５４号
東京都練馬区春日町４丁目34番８号
破産者　株式会社ティスリー
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１５５号
東京都板橋区高島平２丁目26―３―726
破産者　戸倉　正人
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０９号
東京都中央区日本橋小伝馬町９－５―603
破産者　西村　昌子
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１２号
京都府京田辺市興戸下ノ川原45―10
破産者　松岡　　博
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９８号
東京都渋谷区道玄坂１丁目15番３号
破産者　有限会社オフィス・ウィングス
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９００号
東京都練馬区関町北４丁目21番67号　武蔵関マンション第７棟101
破産者　株式会社ビーアロット
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０１号
東京都練馬区石神井台７丁目11－９―201、開始決定時の住所東京都練馬区関町北４丁目21―67　武蔵関マンション第７棟101
破産者　本多　達也
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４９号
東京都千代田区神田北乗物町16番地
破産者　ジャスト株式会社
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部